

認知症施策推進計画策定及び 推進体制への対応について

令和7年7月7日

社会福祉審議会老人福祉専門分科会

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

(令和五年法律第六十五号)

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第三項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

令和6年1月1日施行

認知症施策推進基本計画

(都道府県・市町村における計画策定及び推進体制)

○ なお、都道府県計画又は市町村計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業(支援)計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することとは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとする。

令和6年12月3日閣議決定

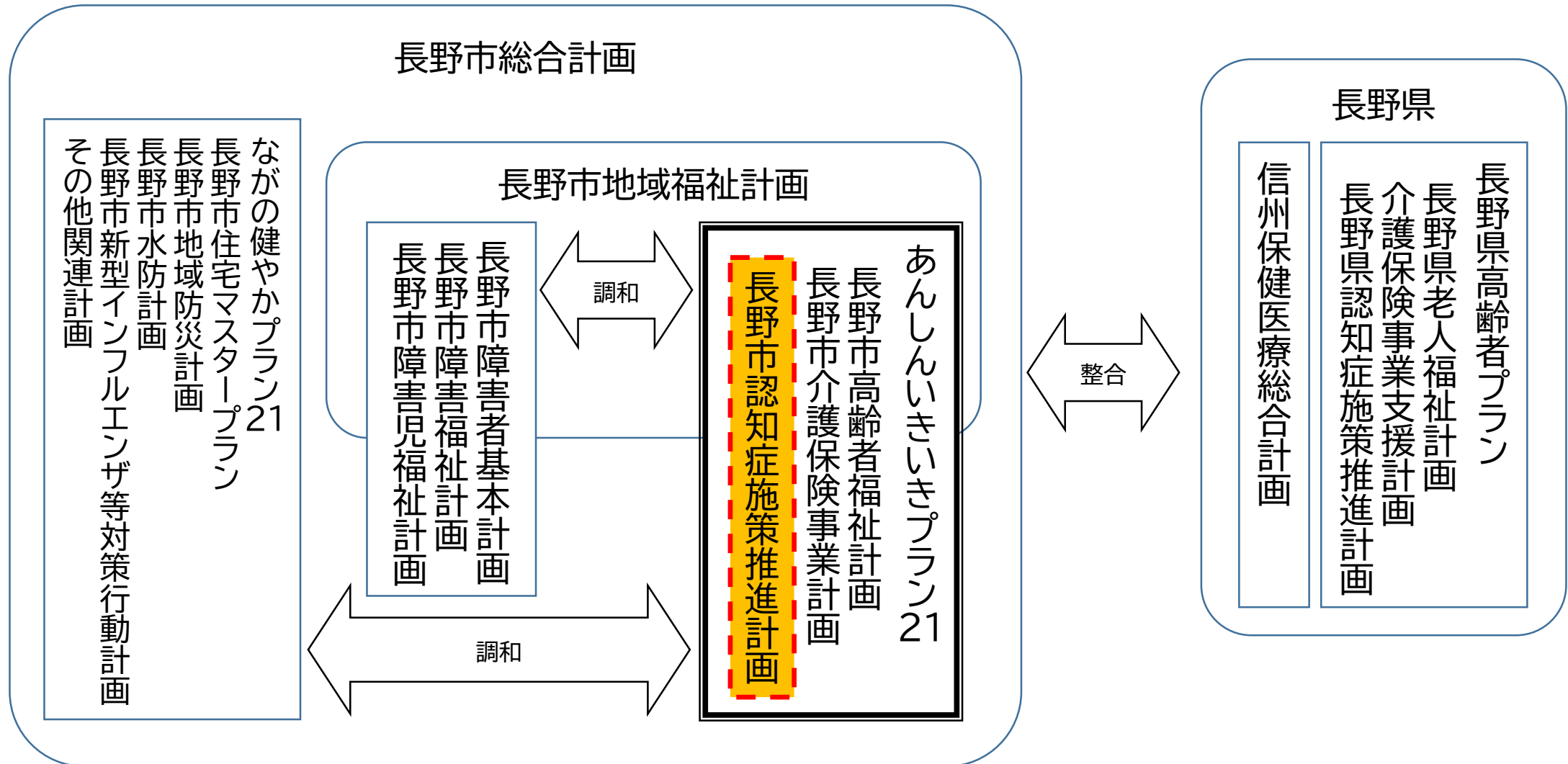
あんしんいきいきプラン(第9期介護保険事業計画) における認知症施策

○あんしんいきいきプラン21の重点項目

認知症施策の推進「共生」と「予防」（あんしんいきいきプラン21 P61）

- ・誰もが自分の得意なことやできることで活躍し、互いに力を合わせ支え合いながら、ともに暮らすことができる「共生」の推進
- ・誰もがなりうる認知症の発症時期やその進行をできるだけ遅らせるための「予防」の推進
- ・「共生」と「予防」が相乗的な効果を生み出せるよう、地域の企業との連携も図りながら、認知症に備え、ともに生きる地域づくりを進める。

長野市認知症施策推進計画を次期介護保険事業計画と一体的に策定



共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

6

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念（概要）

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるための①～⑦を基本理念として行う。

- ① 基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって、生活を営むことができる。
- ② 国民が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 生活上で障壁となるものを除去することにより、認知症の人が社会の対等な構成員として、安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現につながる研究等の推進と、認知症等の予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。

⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。

⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

認知症基本法の基本理念とあんしんいきいきプラン21①

	認知症基本法の基本理念(概要)	第9期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)における方針等	
①	認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。	P114 ■今後の 方針・目標	○チームオレンジの認知症サポーターが、本人の意思を尊重しながら、安心して活動ができるよう、本人や家族の思いを聴き取り、(中略)ステップアップ講座等を開催します。
②	市民が認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。	P114 ■今後の 方針・目標	○認知症の人も含め、誰もが得意なことやできることで活躍し、支え合えるよう、認知症サポーター講座等での本人による講話等を通じ、本人の経験や思いなどのメッセージ発信の機会を増やします。
③	認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域で安全に安心して自立した日常生活を営めるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保	P95 ■今後の 方針・目標	○長野市在宅医療・介護連携推進会議をはじめ、「本人ミーティング」や「認知症ピアサポート」、認知症地域支援推進員活動等の機会を通して、認知症の人やその家族からの意見を聴収し、認知症の人やその家族の視点を踏まえた認知症施策となるよう進めます。

認知症基本法の基本理念とあんしんいきいきプラン21②

	認知症基本法の基本理念(概要)	第9期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)における方針等	
④	認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。	P95 ■今後の 方針・目標	○地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員とともに、引き続き認知症の相談窓口の周知を図る(後略)。 ○関係機関や認知症疾患医療センターとの意見交換を通じて、より連携の充実を図りできるだけ早い段階で必要な医療及び介護等につなげ、本人及び家族が認知症とともに幸せに暮らせるよう取組めます。
⑤	認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。	P95 P115 ■今後の 方針・目標	○(前略)より円滑に認知症についての情報が得られるよう、ホームページの充実や、もの忘れ等について相談しやすい機会、ICTの活用等について検討します。 ○認知症の人が行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるよう「安心おかえりカルテ」の作成を支援し、警察等の関係機関と連携した対応を行います。 ○(認知症カフェ)働き世代の介護者への効果的な支援として考えられる、オンライン等の新たな形式の課題や有効性について情報収集を行います。

認知症基本法の基本理念とあんしんいきいきプラン21③

	認知症基本法の基本理念(概要)	第9期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)における方針等	
⑥	科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境の整備(研究テーマ:共生社会の実現、認知症及び軽度認知障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方等)	P114 ■今後の 方針・目標	○国で実施する認知症に関する「研究等の推進等」の報告を注視し、市民の理解が深まるよう、適切に情報提供します。
⑦	教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として実施	P114 ■今後の 方針・目標	○日常生活で利用する店舗等の企業や、小中学校等の教育分野においても、認知症への理解が進み、本人及び家族へのサポートが日常で円滑に実施されるよう、認知症サポーター講座への講師派遣のほか、情報交換等の連携を図りながら、広く地域での啓発を行います。